

# 屋城保育園、神明保育園、すぎの子保育園の再編等の考え方

## 1 概要

- ・屋城保育園、神明保育園については、移転・規模縮小・集約化する方針を定めます。
- ・すぎの子保育園については、「市立保育所「すぎの子保育園」の保育受入れの停止の方針」（令和6年4月1日から園児が不在の年齢の新規の受入れ停止）による在園児数を踏まえ、「廃止」となります。

## 2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢は次のとおりです。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢1	選択肢2	採用した再編等 の方向性	同時に行う対応	
屋城保育園	移譲 (民間保育園 に移譲)	移転・規模縮 小・集約化 (市立保育園を 存続させる場合 には、全体とし て規模縮小によ り集約化)	移転・規模縮 小・集約化	－	令和4年度以降の保育利用児童数が減少見込みであることを踏まえ、令和4年度に、市立保育園（屋城保育園）の利用定員変更に伴い、市には、需要（保育を必要とする側）と供給（保育を提供する側）のバランスを調整する役割があることから、市立保育園の定員数の減員により調整することとしました。このため、市立保育園を民間保育園に「移譲」する可能性は低くなりました。 これらのことから、再編等の方向性については、「移転・規模縮小・集約化」としました。
神明保育園					

## ■再編等に関する実施計画

令和7年12月

施設棟番号	F-1		所管部署	こども家庭部	保育課	保育係
施設分類	大分類	子育て支援施設	中分類	幼保・こども園	小分類	保育園
施設名称	あきる野市立屋城保育園					
所在地	あきる野市二宮東1-12-9			敷地面積(m <sup>2</sup> )	1,140.81	
延床面積(m <sup>2</sup> )	462.9	構造	RC造	建築年度	昭和46	経過年度 54

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	設置根拠：児童福祉法、あきる野市保育所条例 設置目的：保護者に代わり保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする。 対象者：1～6才未満(就学前児) サービスの概要：保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
②事業の現状	・近年の市内就学前人口の減少に伴い、民間保育所を含め定員数を満たせない園が生じてきている状況であり、公立保育園においては特にその傾向が顕著である。また、築年数も経過しており各所で老朽化が進んでいる状況である。 ・老朽化への対応としては、床修繕やエアコン交換工事など園児の安全を最優先した必要最小限の対策にとどまっており、保育に支障が出ないよう優先順位を決めて実施している。
③将来的な事業のあり方(方向性)	・本園を含めた公立保育園の今後の在り方としては、今後、市内就学前人口の減少に伴い保育施設利用者数も減少し、市内民間保育施設の定員数が満たせなくなることが予想されるため、公立保育園の定員数を減らし市内保育施設と利用者の需要と供給のバランス調整を行っていく方針である。
④事業の課題	・令和7年4月には1歳児の受入れを停止した。また、令和9年4月から2歳児の受入れを停止することとしたところである。引き続き、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、定員調整の検討を進めていく。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移譲／移転・規模縮小・集約化											
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和8	建替え 又は 長寿命化改修	令和28	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 間年数 75					
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市内特定集団				備考							
	需要傾向	利用需要低下傾向											
	規模適正度	規模適正											
	建物活用	多目的利用検討可能		○									
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○									
		設置目的と異なる使用状況あり		×									
		単独機能での建物利用が望ましい		○									
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×									
		投票所機能		×									
		避難所機能		×									
	敷地所有	市有地											
	都市計画法規制	市街化区域											
	利用圏域	広域（複数自治体）											
	広域化可能性	検討不可											
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ4「子育て支援の充実」 (第4章第2節2-④『子育てしやすい支援体制の充実』)											
	説明	安心して子どもを産み育てることができるよう児童福祉サービスを提供するために必要な施設											
		<table border="1"> <tr><th>【方向性】</th><th>(同時に進行対応)</th></tr> <tr><td>移転・規模縮小・集約化</td><td></td></tr> <tr><th>【再編方針】</th><th>【修繕・改修】</th></tr> </table>							【方向性】	(同時に進行対応)	移転・規模縮小・集約化		【再編方針】
【方向性】	(同時に進行対応)												
移転・規模縮小・集約化													
【再編方針】	【修繕・改修】												
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	<p>・令和4年度以降の保育利用児童数が減少見込みであることを踏まえ、令和4年度に、市立保育園（屋城保育園）の利用定員変更に伴い、市には、需要（保育を必要とする側）と供給（保育を提供する側）のバランスを調整する役割があることから、市立保育園の定員数の減員により調整することとした。このため、市立保育園を民間保育園に「移譲」する可能性は低くなつた。</p> <p>これらのことから、再編等の方向性については、「移転・規模縮小・集約化」とした。</p>				<p>・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。</p>								
	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容								
⑨計画実行のスケジュール	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)								
⑩計画実行に当たっての留意事項	—				—								
⑪計画実行後の課題	—				—								

## ■再編等に関する実施計画

令和7年12月

施設棟番号	F-2		所管部署	こども家庭部	保育課	保育係
施設分類	大分類	子育て支援施設	中分類	幼保・こども園	小分類	保育園
施設名称	あきる野市立神明保育園					
所在地	あきる野市瀬戸岡446			敷地面積(m <sup>2</sup> )	1,646	
延床面積(m <sup>2</sup> )	441.15	構造	RC造	建築年度	昭和46	経過年度 54

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	設置根拠：児童福祉法、あきる野市保育所条例 設置目的：保護者に代わり保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする 対象者：1～6才未満(就学前児) サービスの概要：保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
②事業の現状	・近年の市内就学前人口の減少に伴い、民間保育所を含め定員数を満たせない園が生じてきている状況であり、公立保育園においては特にその傾向が顕著である。また、築年数も経過しており各所で老朽化が進んでいる状況である。 ・老朽化への対応としては、エアコン交換工事やプール排水修繕など園児の安全を最優先した必要最小限の対策にとどまっており、保育に支障が出ないよう優先順位を決めて実施している。
③将来的な事業のあり方(方向性)	・本園を含めた公立保育園の今後の在り方としては、今後、市内就学前人口の減少に伴い保育施設利用者数も減少し、市内民間保育施設の定員数が満たせなくなることが予想されるため、公立保育園の定員数を減らし市内保育施設と利用者の需要と供給のバランス調整を行っていく方針である。
④事業の課題	・今後、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、定員調整を行う必要があるかの検討を進めていく。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	移譲／移転・規模縮小・集約化 大規模改修 令和8年 建替え 又は長寿命化改修 令和28年 長寿命化後の建替え 一 (参考)建替え時 築年数 69								
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市内特定集団								
	需要傾向	利用需要低下傾向			・市内就学前人口の減少に伴い、利用者数も年々減少している。					
	規模適正度	規模適正			・利用者数は減少しているが、基本的に年齢区分ごとの保育室は必要なため、現状は適正と考える。					
	建物活用	多目的利用検討可能		×						
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×						
		設置目的と異なる使用状況あり		×						
		単独機能での建物利用が望ましい		○						
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×						
		投票所機能		×						
		避難所機能		×						
	敷地所有	全借地（有償）								
	都市計画法規制	市街化区域			・用途地域：第一種中高層住居専用地域					
	利用圏域	広域（複数自治体）								
	広域化可能性	検討不可			・近隣に民間保育所等が複数あるため、他自治体との共同運営等の必要性はないと考える。					
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		○						
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○						
		利用圏域に同種・類似施設はない		×	・民間施設でも同様の事業を実施しており、それらの利用率も減少傾向にあることから、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、公立保育園で定員調整を行っていく方針である。					
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ4『子育て支援の充実』（第4章第2節2-④『子育てしやすい支援体制の充実』）								
	説明	安心して子どもを産み育てができるよう児童福祉サービスを提供するために必要な施設								
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 移転・規模縮小・集約化			（同時に進行対応）						
	【再編方針】 ・令和4年度以降の保育利用児童数が減少見込みであることを踏まえ、令和4年度に、市立保育園（屋城保育園）の利用定員変更に伴い、市には、需要（保育を必要とする側）と供給（保育を提供する側）のバランスを調整する役割があることから、市立保育園の定員数の減員により調整することとした。このため、市立保育園を民間保育園に「移譲」する可能性は低くなかった。 これらのことから、再編等の方向性については、「移転・規模縮小・集約化」とした。				【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。					
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容				
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)				
⑩計画実行に当たっての留意事項	-			-						
⑪計画実行後の課題	-			-						

## ■再編等に関する実施計画

令和7年12月

施設棟番号	F-3		所管部署	こども家庭部	保育課	保育係
施設分類	大分類	子育て支援施設	中分類	幼保・こども園	小分類	保育園
施設名称	あきる野市立すぎの子保育園					
所在地	あきる野市戸倉783			敷地面積(m <sup>2</sup> )	1,308	
延床面積(m <sup>2</sup> )	276.46	構造	RC造	建築年度	昭和44	経過年度 56

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	設置根拠：児童福祉法、あきる野市保育所条例 設置目的：保護者に代わり保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする 対象者：1～6才未満(就学前児) サービスの概要：保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
②事業の現状	・近年の市内就学前人口の減少に伴い、民間保育所を含め定員数を満たせない園が生じてきている状況であり、公立保育園においては特にその傾向が顕著である。また、築年数も経過しており各所で老朽化が進んでいる状況である。 ・令和6年4月には園児がいない年齢のクラスの受入れを停止し、令和7年4月には5歳児クラスのみとなったことから、令和8年3月をもって閉園する予定である。
③将来的な事業のあり方(方向性)	・本園を含めた公立保育園の今後の在り方としては、今後、市内就学前人口の減少に伴い保育施設利用者数も減少し、市内民間保育施設の定員数が満たせなくなることが予想されるため、公立保育園の定員数を減らし市内保育施設と利用者の需要と供給のバランス調整を行っていく方針である。
④事業の課題	・令和8年3月をもって公立保育園としての事業が終了する予定である。

<p>⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）</p> <p>⑥再編モデル案検討のための施設特性整理</p>	再編等の方向性	移譲／移転・規模縮小・集約化										
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成24	建替え 又は 長寿命化改修	令和14	長寿命化後の建替え	一	(参考)建替え時 築年数 64				
	利用対象	市内特定集団			備考							
	需要傾向	利用需要低下傾向				・市内就学前人口の減少に伴い、利用者数も年々減少している。						
	規模適正度	余剰スペースあり				・施設の立地上、利用者数は年々減少しており、余剰スペースが生じてきている状態である。						
	建物活用	多目的利用検討可能		×		・現状は、単独機能として必要だが、閉園後の建物利用の可否等については、別途検討する必要がある。						
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×								
		設置目的と異なる使用状況あり		×								
		単独機能での建物利用が望ましい		○								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×								
		投票所機能		×								
		避難所機能		×								
	敷地所有	全借地（有償）										
	都市計画法規制	市街化調整区域										
	利用圏域	広域（複数自治体）										
	広域化可能性	検討不可				・近隣に民間保育所等が複数あるため、他自治体との共同運営等の必要性はないと考える。						
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		○								
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○		・民間施設でも同様の事業を実施しており、それらの利用率も減少傾向にあることから、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、公立保育園で定員調整を行っていく方針である。						
		利用圏域に同種・類似施設はない		×								
<p>⑦施策との関連性</p> <p>⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方</p>	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ4「子育て支援の充実」 (第4章第2節2-④『子育てしやすい支援体制の充実』)										
	説明	安心して子どもを産み育てることができるよう児童福祉サービスを提供するために必要な施設										
<p>⑨計画実行のスケジュール</p> <p>⑩計画実行に当たっての留意事項</p>	【方向性】		(同時に進行対応)									
	廃止		—									
<p>⑪計画実行後の課題</p>	【再編方針】		【修繕・改修】									
	・「市立保育所「すぎの子保育園」の保育受入れの停止の方針」（令和6年4月1日から園児が不在の年齢の新規の受入れ停止）による在園児数を踏まえ、廃止とする。		・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。									
<p>⑨計画実行のスケジュール</p> <p>⑩計画実行に当たっての留意事項</p>	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)						
<p>⑪計画実行後の課題</p>												